

国立大学法人山口大学におけるネーミングライツの運用等に関する要項

平成30年12月19日

副学長 裁定

改正 令和2年2月26日

改正 令和2年3月12日

改正 令和3年1月26日

改正 令和5年2月10日

第1条 この要項は、国立大学法人山口大学におけるネーミングライツに関する基本方針(平成30年9月18日学長裁定。以下「基本方針」という。)に基づき、ネーミングライツの運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 対象施設は、基本方針の3により決定された別表に定めた施設を対象とする。

2 対象施設以外の希望があった場合は、財務施設を担当する副学長がその都度判断することとする。

(募集方法等)

第3条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として、公募によるものとし、最初の募集期間は1ヶ月とする。又、募集期間終了後は、随時受け付けることとする。

2 その他募集に係わる必要な事項については、別に定める国立大学法人山口大学ネーミングライツ・パートナー募集要項(以下「募集要項」という。)による。

(ネーミングライツ・パートナーの選考等)

第4条 ネーミングライツ・パートナーの選考等を行うため、ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、理事・副学長(財務施設担当)、施設環境部長及び財務部長をもって組織する。

(ネーミングライツ料(目安))

第5条 ネーミングライツ料は、提案された財産ごとに審査委員会において応募者から提案されたネーミングライツ料が妥当であるか判断する。

(ネーミングライツの協定締結及びネーミングライツ料の納入)

第6条 協定締結は、基本方針の6による。

2 その他協定締結に必要な事項は、募集要項による。

3 ネーミングライツ協定を締結した者は、ネーミングライツ料を大学に納入するものとする。

4 納入時期は、原則として、毎年度当初(5月まで)に1年分を一括して納入するものとする。ただし、年度途中で協定を締結した場合は、請求後、60日以内に納入するものとする。

(ネーミングライツ料の配分)

第7条 ネーミングライツ料の70%は対象施設を管理する部局（以下「施設管理部局」という。）に配分する。ただし、施設管理部局以外の部局が当該ネーミングライツ・パートナーの募集に係る広報活動をした場合において、財務施設を担当する副学長が必要と認めるときは、ネーミングライツ料の40%を施設管理部局に配分し、30%を広報活動した部局に配分することができる。

2 ネーミングライツ料の30%は大学が管理する。

(事務)

第8条 ネーミングライツに関する事務は、施設環境部施設企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツの手続き等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年12月19日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年2月26日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年3月12日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年1月26日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。